

## 鞍手町競争入札心得

### (趣旨)

第1条 鞍手町が競争入札を実施するに当たり、入札者（財務規則第89条第2項又は第102条第2項に規定する競争入札通知を受けた者をいう。）が注意し、又は遵守すべき事項について、鞍手町財務規則（昭和56年鞍手町規則第4号。以下「財務規則」という。）及び鞍手町競争入札等に関する基本的事項を定める規則（平成31年鞍手町規則第 号）その他関係法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとする。

### (積算)

第2条 入札者は、設計図書、仕様書、現場説明書及び鞍手町契約書等の標準様式を定める規程（平成31年鞍手町告示第 号）に定める契約書の様式（約款部分を含む。）並びに現場その他関連する事項を、熟知及び熟覧のうえ積算し、入札しなければならない。

2 入札者は、積算を行うに当たり疑義が生じた場合は、質問書（様式第1号）をファクシミリ又は持参の方法により提出するものとする。この場合において、質問受付期間終了後に全ての入札者に対し質問の内容及び当該質問に対する回答を行うものとする。

### (公正な入札の確保)

第3条 公正な入札を確保するため、入札者は、入札について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をしてはならない。

2 入札者が前項に違反し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第4条 入札会場での私語、携帯電話等の操作及び離席は禁止するものとし、指示に従わないときは、入札者に退場を命じることがある。この場合において、第10条に規定する入札書（以下第7条において同じ。）を提出後であっても当該入札を辞退したものとして取り扱うことがある。

第5条 前2条に該当するもののほか、公正な入札を阻害する行為が認められるときは、当該入札者に対し鞍手町指名停止等措置要綱（平成26年鞍手町告示第89号。以下「指名停止要綱」という。）の規定を適用する。

### (入札時の留意事項)

第6条 入札者又はその代理人は必ず開札に出席するものとし、代理人が入札する場合は、入札前に入札委任状（様式第2号）を提出しなければならない。

第7条 入札者は、入札書を提出するまでの間において、入札辞退届（様式第

3号)を提出することにより、自由に入札を辞退できるものとする。この場合において、これを理由にいかなる不利益な取扱いを受けることはない。

第8条 入札は、2人以上の入札者の参加が無ければ成立しないものとする。

第9条 入札回数は、再度入札を含めて3回を限度とするものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合にあつては1回とするものとする。

(入札書等)

第10条 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書(様式第4号)に記載するものとする。

2 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。

3 入札書の大きさは日本産業規格A列4番とし、郵便提出その他の提出方法による特段の指示がないときは、封書を必要としない。

4 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

5 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び製造の請負(以下これらを「建設工事等」という。)の入札者は、入札書のほか工事費等内訳明細書(様式第5号)を提出しなければならない。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 参加資格のない者のした入札書

(2) 同一人がした2以上の入札書

(3) 入札者が協定してした入札書

(4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(落札者の決定)

第12条 契約の種類に応じ、予定価格の制限の範囲内で町の収入の原因となる契約の場合にあつては最高の価格をもって入札した者を、町の支出の原因となる契約の場合にあつては最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 建設工事等の入札に関しては、最低制限価格を設けることとする。

3 前項の規定により最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格の入札者を落札者とする。

4 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、次に掲げる方法によりくじを引き落札者を決定するものとする。この場合において、当

該入札者は、くじ引への参加を辞退することはできない。

(1) くじ引は2回行い、1回目のくじで2回目のくじを引く順番を決定し、2回目のくじで落札者を決定する。

(2) 2回目のくじは、1のくじを引いたものを落札者と決定する。

(落札後の手続)

第13条 落札者は、速やかに所定の契約書等の関係書類を受取り、落札決定の日から7日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。

2 落札者は、落札決定の日から契約締結の日までの間に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第110条第2項の規定に該当するときは、当該契約保証金の全部又は一部を免除するものとする。

3 落札者がその責めに帰すべき事由により契約を締結しなかった場合（落札後の辞退を含む。）においては、当該落札者に対し指名停止要綱の規定を適用する。

(契約の履行)

第14条 落札者（以下「受注者」という。）は、契約の履行に当たり、契約締結後速やかに着手届（様式第6号）及び計画書（様式第7号）を提出しなければならない。

第15条 受注者がその責めに帰すべき事由により契約締結後に当該契約を解除した場合には、当該受注者から契約金額の10分の1に相当する額以上の違約金を徴収する。

第16条 受注者は、履行に当たり、当該受注した建設工事等を一括して第三者に請け負わせ、若しくは一括して請け負い、又は当該受注した業務を一括して第三者に委任してはならない。

第17条 受注者は、履行に当たり、第三者から不当要求や妨害等を受けた場合は、速やかに管轄の警察署に通報するとともに、町契約担当部署までその旨を届け出なければならない。

第18条 前2条に違反する場合その他契約の履行に関し違反する行為が認められるときは、当該受注者に対し指名停止要綱の規定を適用するほか、違約金及び損害金の徴収をすることがある。

(履行の完了)

第19条 受注者は、当該契約の履行が完了したときは、完成届（様式第8号）を提出し、工事目的物又は成果物の検査を受けなければならない。この場合において、検査に合格したときは、発注者から完成承認通知書を通知するものとする。

(様式の調整)

第 20 条 この告示に規定する様式は、契約の種類及び内容に応じ、所要の方法で適宜修正し使用できるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前に入札の公告又は入札者の指名通知を行っている同日以後の契約については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 2 条関係）

鞍手町長

様

(FAX           —           —           )

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(FAX           —           —           )

質問書（仕様書・入札・その他）

1. 施行（起工・起案）番号	施行（起工・起案）第	号	発注部署	
2. 事業名				
3. 工事名又は業務名				
4. 質問受付期間		から		まで
	(午前 8 時 30 分)		(午後 5 時 15 分)	
5. 質問内容				

※ファクシミリの場合は、送信後に発注部署に対して受信確認の連絡を行うこと。

年 月 日

鞍手町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 入札委任状

今般、都合により下記の者を代理人と定め入札に関する一切の権限を委任します。

### 記

代理人 \_\_\_\_\_

代理人使用印 \_\_\_\_\_

施行（起工・起案）番号 施行（起工・起案）第 号

事業名 \_\_\_\_\_

工事名又は業務名 \_\_\_\_\_



# 入 札 書 （第 回）

年 月 日

鞍手町長

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

（税抜）

ただし、

施行（起工・起案）番号

施行（起工・起案）第

号

事 業 名

\_\_\_\_\_

工事名又は業務名

\_\_\_\_\_

の契約金として。

上記金額をもって契約いたしたく鞍手町財務規則その他関係規程を遵守し入札いたします。



様式第6号（第14条関係）

課長	係長	担当者	課内回覧

着 手 届

年 月 日

鞍手町長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

下記のとおり着手したのでお届けします。

記

1. 施行（起工・起案）番号 施行（起工・起案）第 号
2. 事 業 名 \_\_\_\_\_
3. 工事名又は業務名 \_\_\_\_\_
4. 履 行 場 所 鞍手郡鞍手町 \_\_\_\_\_
5. 契 約 金 額 \_\_\_\_\_
6. 契 約 年 月 日 年 月 日
7. 着 手 年 月 日 年 月 日
8. 履 行 期 間 年 月 日から 日間  
年 月 日まで



様式第8号（第19条関係）

課長	係長	担当者	課内回覧

完 成 届

年 月 日

鞍手町長

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

下記工事又は業務は、 年 月 日に完成しましたので検査願います。

記

1. 施行（起工・起案）番号 施行（起工・起案）第 号
2. 事 業 名 \_\_\_\_\_
3. 工事名又は業務名 \_\_\_\_\_
4. 履 行 場 所 鞍手郡鞍手町
5. 履 行 期 間 年 月 日から 日間  
年 月 日まで